



茨城県報

第 1 3 8 8 号

平成14年 8 月 8 日

木 曜 日

目 次

規 則 (人 事 委 員 会)

ページ

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則..... 2

告 示

字の廃止及び町の区域の設定 (地方課) 2

介護機関の指定 (厚生指導課) 5

介護機関の変更 (厚生指導課) 7

指定居宅サービス事業者の指定 (高齢福祉課) 7

指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課) 8

大規模小売店舗の変更の届出 (7 件) (商業流通課) 8

農地保有合理化事業規程の承認 (農政企画課) 18

土地改良区役員の退任 (農村計画課) 18

茨城県土地改良事業補助金交付要項の一部改正 (農村計画課) 18

道路の区域の変更 (道路維持課) 19

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) 19

土地改良区役員の就退任 (4 件) (土地改良事務所) 20

土地改良事業に対する同意 (2 件) (土地改良事務所) 23

(選挙管理委員会)

選挙管理委員会第 8 回定例会の招集..... 24

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) 24

開発行為の工事完了 (建築指導課) 25

道路の位置の指定 (建築指導課) 25

道路の位置の指定の廃止 (建築指導課) 25

都市計画法による命令 (建築指導課) 26

規 則

(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成14年 8 月 8 日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第19号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第34 4 警察本部長の項中「特別捜査指導官」の次に「，組織窃盗対策官」を加える。

付 則

この規則は，平成14年 8 月12日から施行する。



告 示

茨城県告示第933号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により水海道市長から土地区画整理事業（内守谷土地区画整理事業）に伴い，同市内の字を廃止し，町の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお，この届出に係る字の廃止及び町の区域の設定の効力は，土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第 4 項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

内守谷町きぬの里一丁目に設定し，字を廃止する区域

内守谷町字赤松前 4883 - 2

内守谷町字足軽 4885 - 1，4885 - 4 から4885 - 7 まで，1886 - 1 から4886 - 3 まで，4887 から4889 まで，
4889 - 1，4890 - 1，4891 - 2，4896 - 1，4896 - 2，4896 - 3 の一部，4896 - 4 の一部，
4896 - 5 から4896 - 14 まで，4897 - 1 から4897 - 3 まで，4898，4899

内守谷町字西原 4900 - 1，4900 - 2，4901，4902 - 1 から4902 - 5 まで，4903 - 1 から4903 - 4 まで，
4904 - 1 から4904 - 4 まで，4904 - 8 の一部，4904 - 9 の一部，4904 - 10，4905 - 1 の一
部，4905 - 2，4905 - 3，4914 - 1 の一部，4914 - 2，4914 - 3 の一部，4914 - 4，4914 -
5，4915 - 1 から4915 - 3 までの各一部，5098，5099 - 2，5100 - 2 の一部，5100 - 3，
5103 - 1 の一部，5103 - 2，5106 の一部，5107 の一部，5111 - 1 の一部，5111 - 2，5112 -
1，5112 - 2 の一部，5112 - 3，5113 - 1 の一部，5113 - 3，5114 - 1，5114 - 2，5115 -
1，5115 - 2 の一部，5115 - 3，5115 - 4，5116 - 1 から5116 - 7 まで，5117 - 1 から5117 -
5 まで，5118 - 1，5118 - 2，5119 - 1 から5119 - 7 まで，5120，5121 - 1，5121 - 2，
5123，5124，5131，5132 - 1，5132 - 2，5133 - 1，5133 - 2，5134 から5137 まで，5138 -
1，5138 - 2 の一部，5138 - 3，5139 から5141 まで，5143

内守谷町字南田 4908 の一部，4909 - 1 の一部，4909 - 2，4929 の一部，4930 - 3，4931 - 1 の一部，4931 -

	2 の一部, 4931 - 3, 4931 - 5, 4931 - 6 の一部, 4932 - 2, 5012 - 1 の一部, 5013 - 1 の一部, 5013 - 3, 5014 - 1 の一部, 5014 - 2, 5015 の一部
内守谷町字溜井上	5082 の一部, 5083 の一部
内守谷町字溜堤上	5095 - 1 の一部
内守谷町字溜井堤下	5096 - 1 の一部, 5096 - 2, 5097 - 1 の一部, 5097 - 2, 5097 - 3
内守谷町字才出山神	5125
内守谷町字才土山根	5126 から 5130 まで, 5144 から 5150 まで, 5151 - 1, 5151 - 2, 5152, 5153 - 1 から 5153 - 3 まで
内守谷町字長野入	5254
内守谷町字才土前	5255 - 1, 5255 - 2, 5256, 5257 - 1, 5257 - 2, 5258 から 5262 まで, 5262 - 1, 5263, 5264, {5265, 5263 - 1} 合併, 5266 から 5272 まで, 5279 - 1, 5279 - 2, 5280, 5281, 5282 - 1, 5282 - 2, 5283, {5283 - 1, 5284} 合併, 5285, 5286 - 1, 5286 - 2, 5287, 5291 - 1, 5291 - 2, 5292 から 5295 まで, 5296 - 1, 5296 - 2, 5297 - 1, 5297 - 2, 5298 - 1, 5298 - 2, 5299 - 1, 5299 - 2, 5299 - 3 の一部, 5299 - 4, 5299 - 5 の一部, 5299 - 6, 5300 - 1 の一部, 5300 - 2, 5300 - 3, 5301 - 1, 5301 - 2, 5302 - 1, 5302 - 2, 5303, {5303 - 1, 5304} 合併, 5305 - 1 から 5305 - 3 まで, 5306 - 1 の一部, 5306 - 2
内守谷町字才樋前	5274
内守谷町字溜井	5307 - 1 の一部, 5307 - 2, 5307 - 3, 5308 - 1 の一部, 5308 - 2, 5308 - 3, 5312 - 1 の一部, 5312 - 2, 5313 - 1 から 5313 - 3 まで, 5314, 5315 - 1 の一部, 5315 - 2, 5315 - 3, 5316 - 1 の一部, 5316 - 2 から 5316 - 4 まで, 5317 - 1 の一部, 5317 - 2, 5317 - 3, 5318 - 1 の一部, 5318 - 2, 5319 - 1 の一部, 5319 - 2, 5319 - 3 の一部, 5319 - 4, 5321 の一部
内守谷町字奥山下	5571 - 1 の一部, 5571 - 2, 5573 - 1 の一部, 5573 - 2, 5573 - 3, 5574 - 1, 5574 - 2 の一部, 5574 - 3, 5575 - 1, 5575 - 2, 5576 - 1, 5576 - 2, 5577 - 1, 5577 - 2, 5578 - 1, 5578 - 2, 5579 から 5587 まで
内守谷町字奥山	5588 - 1 から 5588 - 3 まで, 5589 - 1 から 5589 - 3 まで, 5589 - 5 の一部, 5589 - 6, 5589 - 7 の一部, 5589 - 8, 5589 - 9 の一部, 5589 - 10, 5589 - 11, 5590 - 1, 5590 - 2, 5590 - 3 の一部, 5590 - 4 から 5590 - 6 まで, 5591 - 1 の一部, 5591 - 2, 5591 - 3, 5591 - 4 の一部, 5592 - 1 の一部, 5592 - 2, 5754 - 1 の一部, 5754 - 2, 5754 - 3, 5755 - 1, 5755 - 2, 5756 - 1 から 5756 - 3 まで, 5756 - 4 の一部, 5756 - 5 の一部, 5756 - 10 の一部, 5756 - 11 の一部, 5756 - 12, 5756 - 13, 5756 - 14 の一部, 5756 - 15 から 5756 - 19 まで, 5756 - 20 の一部, 5756 - 21, 5756 - 22, 5757 - 1 の一部, 5757 - 2, 5757 - 3, 5757 - 4 の一部, 5757 - 5, 5757 - 6, 5757 - 7 の一部, 5758 - 1 から 5758 - 6 まで, 5758 - 10, 5758 - 12 から 5758 - 16 まで, 5759 - 1 の一部, 5759 - 2 から 5759 - 4 まで, 5759 - 6 から 5759 - 9 まで, 5762 - 2, 5764 - 7 の一部, 5764 - 8, 5764 - 9, 5765 - 5 の一部, 5765 - 6 の一部, 5765 - 11 から 5765 - 13 まで, 5765 - 15 から 5765 - 18 まで, 5765 - 19 の一部, 5771 - 1 の一部, 5771 - 3, 5771 - 5, 5771 - 7 から 5771 - 9 までの各一部, 5771 - 11 の一部, 5771 - 12 の一部
内守谷町字奥山下根	5833 から 5837 まで, 5839 から 5848 まで, 5849 - 1, 5849 - 2, 5850 から 5854 まで, 5855 -

1, 5855 - 2, 5856から5858まで, 5858 - 1, 5859, 5860, 5861 - 1 から5861 - 3 まで,
5867から5879まで, 5880 - 1, 5880 - 2, 5881から5885まで, 5886 - 1 から5886 - 3 まで,
5887, 5889, 5890

内守谷町字奥山下仲 5891, 5892 - 1, 5892 - 2, 5893, 5894, 5895 - 1, 5895 - 2, {5897, 5898, 5899} 合
併, 5900から5903まで, {5903 - 1, 5904} 合併, 5905

内守谷町字長野入前 5906

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

内守谷町きぬの里二丁目に設定し, 字を廃止する区域

内守谷町字奥山 5557 - 3 の一部, 5558の一部, 5559の一部, 5560 - 1, 5560 - 2 の一部, 5560 - 3, 5561,
5561 - 2, 5562, 5563の一部, 5563 - 2 の一部, 5563 - 3, 5564の一部, 5567の一部,
5589 - 4, 5589 - 5 の一部, 5589 - 7 の一部, 5589 - 9 の一部, 5590 - 3 の一部, 5591 -
1 の一部, 5591 - 4 の一部, 5591 - 5, 5592 - 1 の一部, 5593 - 1 から5593 - 4 まで, 5594 -
1, 5594 - 2, 5595 - 1, 5595 - 2, 5596 - 1 から5596 - 6 まで, 5596 - 8 から5596 - 17
まで, 5599 - 1 から5599 - 5 まで, 5600 - 1 から5600 - 5 まで, 5601 - 1 から5601 - 4 ま
で, 5602 - 1 から5602 - 4 まで, 5603 - 1, 5603 - 2, 5603 - 6, 5604 - 1 から5604 - 3
まで, 5605 - 1 から5605 - 7 まで, 5635 - 1, 5635 - 2, 5636, 5637 - 1から5637 - 3 ま
で, 5638, 5736, 5737, 5738 - 1 から5738 - 4 まで, 5739 - 1 から5739 - 8 まで, 5740 -
1 から5740 - 3 まで, 5741 - 1 から5741 - 4 まで, 5742 - 1 から5742 - 5 まで, 5743 - 1
から5743 - 4 まで, 5744 - 1, 5744 - 2, 5745 - 1 から5745 - 3 まで, 5746 - 1 から5746 -
5 まで, 5747 - 1 から5747 - 4 まで, 5748 - 1 から5748 - 4 まで, 5749 - 1 から5749 - 5
まで, 5750, 5751, 5752 - 1, 5752 - 2, 5753, 5754 - 1 の一部, 5756 - 4 の一部, 5756 -
5 の一部, 5756 - 6 から5756 - 9 まで, 5756 - 10の一部, 5756 - 11の一部, 5756 - 14の一
部, 5756 - 20の一部, 5757 - 1 の一部, 5757 - 4 の一部, 5757 - 7 の一部, 5759 - 1 の一
部, 5764 - 7 の一部, 5765 - 5 の一部, 5765 - 6 の一部, 5765 - 19の一部, 5766 - 1 から
5766 - 15まで, 5767 - 1, 5767 - 4 から5767 - 9 まで, 5768 - 1, 5768 - 3 から5768 - 10
まで, 5769 - 2 から5769 - 5 まで, 5770 - 1 から5770 - 4 まで, 5771 - 1 の一部, 5771 -
2, 5771 - 6, 5771 - 7 から5771 - 9 までの各一部, 5771 - 11の一部, 5771 - 12の一部,
5772, 5773, 5791, 5799, 5800

内守谷町字奥山下 5571 - 1 の一部, 5573 - 1 の一部, 5574 - 2 の一部

内守谷町字川押 5734, 5735

内守谷町字割間 5775から5780まで, 5781 - 1, 5781 - 2, 5782から5785まで, 5786 - 1 から5786 - 4 まで

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

内守谷町きぬの里三丁目に設定し, 字を廃止する区域

内守谷町字足軽 4896 - 3 の一部, 4896 - 4 の一部

内守谷町字西原 4904 - 8 の一部, 4904 - 9 の一部, 4905 - 1 の一部, 4906, 4911から4913まで, 4914 - 1
の一部, 4914 - 3 の一部, 4915 - 1 から4915 - 3 までの各一部, 4915 - 4, 4916 - 1,
4916 - 2, 4917 - 1 から4917 - 3 まで, 4918, 4923, 4924, 5100 - 2 の一部, 5103 - 1 の
一部, 5106の一部, 5107の一部, 5111 - 1 の一部, 5112 - 2 の一部, 5113 - 1 の一部,
5113 - 2, 5115 - 2 の一部, 5138 - 2 の一部

内守谷町字南田 4907, 4908の一部, 4909 - 1 の一部, 4919から4922まで, 4925から4928まで, 4929の一部,

4931 - 1 の一部, 4931 - 2 の一部, 4931 - 6 の一部, 5010 - 1 から5010 - 4 まで, 5012 - 1 の一部, 5012 - 2 から5012 - 8 まで, 5013 - 1 の一部, 5014 - 1 の一部, 5015の一部, 5016から5044まで, 5045 - 1, 5045 - 5

内守谷町字新山 5058 - 1 から5058 - 3 まで, 5059 - 1 から5059 - 3 まで, 5060 - 1 から5060 - 9 まで, 5061 - 1, 5061 - 3 から5061 - 8 まで, 5061 - 12から5061 - 22まで

内守谷町字鹿島脇 5065 - 1

内守谷町字鹿小路 5068 - 1 から5068 - 8 まで, 5069, 5070 - 1, 5070 - 2

内守谷町字鹿小路川端 乙5069

内守谷町字鹿小路後 5071 - 1 から5071 - 6 まで, 5077, 5491 - 1 から5491 - 3 まで

内守谷町字鹿小路裏 {5072, 5073, 5074} 合併, 5075, 5076 - 1 から5076 - 3 まで, 5078から5080まで

内守谷町字溜堤上 5081, 5084から5094まで, 5094 - 1, 5095, 5095 - 1 の一部, 5104, 5105, 5108から5110 まで

内守谷町字溜井上 5082の一部, 5083の一部, 5334から5337まで, 5338 - 1 から5338 - 3 まで, 5339から5341 まで, 5342 - 1, 5342 - 2, 5343, {5344, 5345} 合併, 5346から5348まで

内守谷町字溜井堤下 5096 - 1 の一部, 5097 - 1 の一部

内守谷町字才土前 5299 - 3 の一部, 5299 - 5 の一部, 5300 - 1 の一部, 5306 - 1 の一部

内守谷町字溜井 5307 - 1 の一部, 5308 - 1 の一部, 5309から5311まで, 5312 - 1 の一部, 5315 - 1 の一部, 5316 - 1 の一部, 5317 - 1 の一部, 5318 - 1 の一部, 5319 - 1 の一部, 5319 - 3 の一部, 5321の一部, 5322から5330まで

内守谷町字鹿島下 5331から5333まで, 5391 - 1, 5391 - 3, 5392から5400まで, 5404

内守谷町字巢立山 5349から5357まで, {5358, 5359, 5360} 合併, 5360から5364まで, 5365 - 1 から5365 - 3 まで, 5367 - 1, 5367 - 2, 5368から5375まで, 5376 - 1 から5376 - 7 まで, 5377から5384まで, 5384 - 1, 5386, 5402, 5490, 5492, 5493, 5495, 5496 - 1, 5496 - 2, 5497 - 1 から5497 - 3 まで, 5498から5500まで, 5501 - 1 から5501 - 3 まで, 5502から5509まで, 5510 - 1, 5510 - 2, 5511, 5512, 5513 - 1, 5513 - 2, 5514から5523まで, 5530 - 1 から5530 - 3 まで, 5531から5541まで, {5542, 5543 - 1} 合併, 5543から5553まで, 5645, 5646, 5646 - 1, 5647, {5648, 5649} 合併, 5650 - 2, 5650 - 3, 5651, 5653, 5654, 5655 - 2, 5655 - 3

内守谷町字巢立山下 5385, 5387から5389まで, 5390 - 1, 5390 - 2

内守谷町字鹿島向 5403, 5405 - 1, {5406, 5407 - 1} 合併, 5407, 5408, 5409 - 3

内守谷町字奥山 5555 - 1, 5555 - 2, 5556 - 1 から5556 - 9 まで, 5557 - 1, 5557 - 2, 5557 - 3 の一部, 5557 - 4 から5557 - 6 まで, 5558の一部, 5559の一部, 5560 - 2 の一部, 5563の一部, 5563 - 2 の一部, 5564の一部, 5565, 5566 - 1, 5566 - 2, 5566 - 4, 5567の一部, 5568 - 1, 5568 - 2, 5591 - 1 の一部, 5644 - 1, 5644 - 2, 5644 - 7

内守谷町字奥山下 5569, 5570, 5571 - 1 の一部

及びこれらの区域に介在する道路, 水路である国有地の全部



茨城県告示第934号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2の規定による介護機関について, 次のとおり指定した。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0813611209 坂本医院	鹿島郡神栖町平泉2769	訪問看護 訪問リハビリテーシ ョン 居宅療養管理指導	坂本 勉	平成14年 8月1日
0840840300 ドリーム調剤薬局	龍ヶ崎市馴柴町635 - 2	居宅療養管理指導	有限会社スター 調剤薬局	平成14年 8月1日
0860290055 訪問看護ステーションた が	日立市国分町2丁目1番 2号	訪問看護	株式会社 日立 製作所	平成14年 8月1日
0870100963 でいほーむ・ハクビ水戸	水戸市南町2丁目3 - 25	通所介護	白美産業株式会 社	平成14年 8月1日
0870101102 グループホームみんなの 家 河和田	水戸市河和田町443番地 40	痴呆対応型共同生活介護	有限会社 パワ ーステージ	平成14年 8月1日
0870101169 デイサービスセンター はーとびあ	水戸市開江町国置8番地	通所介護	社会福祉法人 愛の会	平成14年 8月1日
0870101185 ロイエル商会 居宅介護 支援事業所	水戸市平須町1820 - 117	居宅介護支援事業	有限会社 ロイ エル商会	平成14年 8月1日
0870101193 居宅介護支援事業所すみ れ	水戸市本町三丁目11番3 号	居宅介護支援事業	有限会社 パワ ーステージ	平成14年 8月1日
0870101201 有限会社 ケアショップ ケアアンドエム	水戸市元吉田町1398 - 1	福祉用具貸与	有限会社 ケア ショップ ケー アアンドエム	平成14年 8月1日
0870101219 ライフ緑岡	水戸市見川町1820 - 17	福祉用具貸与	社会福祉法人 親愛会	平成14年 8月1日
0870200276 日立南ヘルシーセンター 居宅介護支援事業所	日立市大みか町6丁目17 番1号	居宅介護支援事業	医療法人 光風 会	平成14年 8月1日
0870500253 通所介護事業所 ハート ピア	石岡市石岡11008番地13	通所介護	社会福祉法人 愛の会	平成14年 8月1日
0870500261 グループホーム いろり 端 石岡	石岡市石岡11008番地13	痴呆対応型共同生活介護	社会福祉法人 愛の会	平成14年 8月1日
0870600277 稲善	下館市下中山381 - 1	居宅介護支援事業	株式会社 稲善	平成14年 8月1日
0870600285 いねの里	下館市下中山381 - 1	訪問介護	株式会社 稲善	平成14年 8月1日
0870600293 いねの里 ふれあいの家	下館市下中山381 - 1	通所介護	株式会社 稲善	平成14年 8月1日
0870600301 いねの里 やすらぎの家	下館市下中山381 - 1	痴呆対応型共同生活介護	株式会社 稲善	平成14年 8月1日
0871900247 春さんさん館	牛久市南1 - 4 - 8	福祉用具貸与	有限会社 門井 商会	平成14年 8月1日
0873100747 グループホーム雪の下	東茨城郡御前山村下伊勢 畑大栗948 - 8	痴呆対応型共同生活介護	雪の下有限会社	平成14年 8月1日
0873200349 グループホーム れんぎ ょう	西茨城郡岩間町安居 3144 - 521	痴呆対応型共同生活介護	医療法人社団 正信会	平成14年 8月1日

コ ー ド 名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0873600472 高齢者グループホーム百歳万歳	鹿島郡銚田町安房綱張 1665 - 2	痴呆対応型共同生活介護	社会福祉法人 東湖園	平成14年 8 月 1 日
0873800635 ヘルパーステーションすだちの里	稲敷郡江戸崎町蒲ヶ山水 砂77番	訪問介護	社会福祉法人 月出里	平成14年 8 月 1 日
0873800643 指定居宅介護支援事業所すだちの里	稲敷郡江戸崎町蒲ヶ山水 砂77番	居宅介護支援事業	社会福祉法人 月出里	平成14年 8 月 1 日
0873900393 グループホーム いっしん館	新治郡千代田町下稲吉 2279番 1号	痴呆対応型共同生活介護	有限会社 一心 プランニング	平成14年 8 月 1 日
0874300585 みわ整形外科	猿島郡総和町上辺見 481 - 1	通所リハビリテーション	みわ整形外科	平成14年 8 月 1 日
0873300701 グループホーム 来夢	那珂郡大宮町野中 3050 - 1	痴呆対応型共同生活介護	有限会社 グル ープホーム来夢	平成14年 8 月 1 日
0810710095 医療法人社団同樹会 結城第二病院	結城市大字結城字健田 12741	介護療養型医療施設	医療法人社団同 樹会	平成14年 8 月 1 日
0811710359 西間木病院	取手市戸頭 1 - 8 - 21	短期入所療養介護 介護療養型 医療施設	医療法人 西秀 会	平成14年 8 月 1 日
0850280025 老人保健施設日立南ヘルシーセンター	日立市大みか町 6 丁目17 番 1号	通所リハビリテーション 短期 入所療養介護	医療法人 光風 会	平成14年 8 月 1 日



茨城県告示第935号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定に基づき、下記のとおり届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

申請(開設)者 の 名 称	指定時の事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	コード	変更等 年月日	区分
社会福祉法人 ナザレ園	ナザレ園居宅介護 支援事業所	那珂郡瓜連町中 里361	居宅介護 支援事業	(所在地) 那珂郡瓜連町中 里365 - 12	0873300032	平成14年 6 月 1 日	変更
社会福祉法人 ナザレ園	ナザレ園訪問介護 事業所	那珂郡瓜連町中 里361	訪問介護	(所在地) 那珂郡瓜連町中 里365 - 12	0873300230	平成14年 6 月 1 日	変更



茨城県告示第936号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条第1項の規定により告示する。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社 ほーむけあ あ いしやま	グループホーム 藍藍	下妻市長塚乙11番 1	痴呆対応型 共同生活介 護	平成14年 7月30日
有限会社 ほーむけあ あ いしやま	痴呆性高齢者デイサービス 藍藍	下妻市長塚乙11番 1	通所介護	平成14年 7月30日



茨城県告示第937号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定したので、同法第85条第1項の規定により告示する。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
株式会社 ハリカ太 田店	介護支援センター ハートランド	常陸太田市馬場町86番地	居宅介護支 援	平成14年 8月1日



茨城県告示第938号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労働課に到着するよう提出してください。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

常洋水産株式会社

代表取締役 大 谷 勉

(2) 住所

水戸市青柳町4566

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

かわねや木崎店

常陸太田市木崎二町874

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- (変更前) 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後 9 時
- (変更後) 開店時刻 午前 8 時
閉店時刻 午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (変更前) 駐車場(1) 午前10時～午後 9 時
駐車場(2) 午前10時～午後 9 時
駐車場(3) 午前10時～午後 9 時
- (変更後) 駐車場(1) 午前 7 時45分～午前 0 時15分 (一部午後 9 時)
駐車場(2) 午前 7 時45分～午前 0 時15分 (一部午後 9 時)
駐車場(3) 午前 7 時45分～午後 9 時

(3) 変更する年月日

平成14年 7 月20日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社かわねや	常陸太田市木崎二町874	大 谷 昌 吉
株式会社ワッツ	大阪府東大阪市鴻池町 2 - 1 - 64	近 石 弘
平塚薬局株式会社	常陸太田市栄町3005 - 3	平 塚 淳 一
朝日製菓株式会社	水戸市堀町951	田 所 幸 雄
有限会社花清	常陸太田市木崎一町2052 - 1	小 坏 義 清
株式会社たかの	常陸太田市東三町2163	高 野 知 水
有限会社あくつフード	水戸市大工町 3 - 2 - 13	坏 昭 博

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,171m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 218台
- (イ) 駐輪場の収容台数 16台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 121m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 33m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数
12箇所
- (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 4 時～午後 9 時

3 届出年月日

平成14年 7 月19日



茨城県告示第939号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成14年8月8日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社かわねや

代表取締役 大 谷 昌 吉

(2) 住所

常陸太田市木崎二町874

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェスタマーケットプレイス

常陸太田市金井町字江向2918

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前8時

閉店時刻 午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場(1) 午前10時～午後9時

駐車場(2) 午前10時～午後9時

(変更後) 駐車場(1) 午前7時45分～午前0時15分（一部午後9時）

駐車場(2) 午前7時45分～午前9時

(3) 変更する年月日

平成14年7月20日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社かわねや	常陸太田市木崎二町874	大 谷 昌 吉
株式会社田原屋	神奈川県川崎市川崎区砂子2-3-2	田 熊 太 郎

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東 4 - 39 - 8	舟 橋 政 男
株式会社タカラブネ	京都府久世郡久御山町大字佐山字双栗37 - 1	新 開 純 也
有限会社花清	常陸太田市木崎一町2052 - 1	小 坏 義 清
薬ほそい	水戸市大塚町2059 - 1	細 井 和 宏

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,195m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 365台
- (イ) 駐輪場の収容台数 15台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 226m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 51 m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
- (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前4時～午後9時

3 届出年月日

平成14年 7 月19日



茨城県告示第940号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労働課に到着するよう提出してください。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名
株式会社かわねや
代表取締役 大 谷 昌 吉
- (2) 住所
常陸太田市木崎二町874

2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

かわねや大宮店

那珂郡大宮町石沢1838

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前8時

閉店時刻 午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場(1) 午前10時～午後9時

駐車場(2) 午前10時～午後9時

(変更後) 駐車場(1) 午前7時45分～午前0時15分

駐車場(2) 午前7時45分～午前9時

(3) 変更する年月日

平成14年7月20日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社かわねや	常陸太田市木崎二町874	大谷昌吉
薬ほそい	水戸市大塚町2059 - 1	細井和宏

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,561m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 99台

(イ) 駐輪場の収容台数 15台

(ウ) 荷さばき施設の面積 212m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 13m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数

6箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前4時～午後9時

3 届出年月日

平成14年7月19日

~~~~~

茨城県告示第941号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び

同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社セイブ

代表取締役 蓼 沼 弘 治

(2) 住所

水戸市住吉町284番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

セイブけやき台店

水戸市けやき台 3 丁目38 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分 ~ 午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分 ~ 午前 0 時15分

(3) 変更する年月日

平成14年 7 月20日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                 | 代表者氏名   |
|-------------|---------------------|---------|
| 株式会社セイブ     | 水戸市住吉町284番地 1       | 蓼 沼 弘 治 |
| 株式会社いいの     | 埼玉県戸田市笹目 3 丁目18番12号 | 飯 野 忠   |
| 松原陽一郎       | 日立市成沢町 2 丁目 7 番 8 号 |         |

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,859m<sup>2</sup>

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 175台

(イ) 駐輪場の収容台数 20台

(ウ) 荷さばき施設の面積 92m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 38m<sup>3</sup>

工 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数

5 箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 4 時～午後 4 時

3 届出年月日

平成14年 7 月19日

~~~~~

茨城県告示第942号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社セイブ

代表取締役 蓼 沼 弘 治

(2) 住所

水戸市住吉町284番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

セイブ千波店

水戸市千波町北葉山1762番地

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

(3) 変更する年月日

平成14年 7 月23日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社セイブ	水戸市住吉町284番地 1	蓼 沼 弘 治
鈴 木 雅 史	水戸市笠原町998番地 1	

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,020m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 123台
- (イ) 駐輪場の収容台数 15台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 42m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 24 m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数
4箇所
- (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 4 時 ~ 午後 4 時

3 届出年月日

平成14年 7 月22日



茨城県告示第943号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労働政課に到着するよう提出してください。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役社長 小 瀨 裕 正

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ多賀店

日立市東多賀町5丁目432番地1

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時45分～午後9時15分(一部午前0時)

(変更後) 午前8時45分～午前0時15分

(3) 変更する年月日

平成14年7月23日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地1	小 瀨 裕 正
株式会社アルムステーション	東京都港区赤坂7-10-20赤坂セブンス アベニュービル1F	佐 藤 良 一
出 牛 弘	常陸太田市木崎二町1950	

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,483m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 84台

(イ) 駐輪場の収容台数 10台

(ウ) 荷さばき施設の面積 20m²(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 26m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前5時～午後3時

3 届出年月日

平成14年7月22日

茨城県告示第944号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労働課に到着するよう提出してください。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ランドロームジャパン

代表取締役 村 越 良 一

(2) 住所

千葉県船橋市三咲 5 - 9 - 7

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ランドロームフードマーケットもえぎ野台店

北相馬郡利根町もえぎ野台 2 丁目 1 番 1

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

(ア) 名称及び代表者氏名

アルファー都市開発株式会社

代表取締役 奈 良 忠 則

(イ) 住所

神奈川県横浜市港北区新横浜 1 丁目13番地 3

(変更後)

(ア) 名称及び代表者氏名

株式会社ランドロームジャパン

代表取締役 村 越 良 一

(イ) 住所

千葉県船橋市三咲 5 - 9 - 7

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ランドロームジャパン	千葉県船橋市三咲 5 - 9 - 7	村 越 良 一
株式会社ワッツ	大阪府東大阪市中鴻池町 2 - 1 - 64	近 石 弘

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ランドロームジャパン	千葉県船橋市三咲 5 - 9 - 7	村 越 良 一

(3) 変更の年月日
平成14年 7 月17日

(4) 変更する理由
ア 土地所有者の変更に伴い建物設置者が変更になるため。
イ テナント小売業者の出店中止により、核店舗へ変更するため。

3 届出年月日
平成14年 7 月24日



茨城県告示第945号

竜ヶ崎市農業協同組合の農地保有合理化事業規程については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1項の規定に基づき、平成14年 7 月30日に承認をしたので公告する。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 農地保有合理化事業の実施区域
牛久市における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域）の区域とする。
- 2 農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業（貸借事業に限る。）



茨城県告示第946号

下妻市大字北大宝219番地の2に事務所を置く霞ヶ浦用水土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	川 那 子 明 三	西茨城郡岩瀬町大字岩瀬229番地の1



茨城県告示第947号

茨城県土地改良事業補助金交付要項（昭和53年茨城県告示第152号）の一部を次のように改正する。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 第2条第2項第2号中「事業欄の5」を「事業欄の6」に改める。
- 第6条中「事業欄の9」を「事業欄の10」に改める。
- 第13条後段を削る。
- 別表第2 9の項中「1から7まで」を「1から8まで」に改め、同項を同表10の項とし、同表中8の項を9の項とし、5の項から7の項までを1項ずつ繰り下げ、4の項の次に次のように加える。

5 土地改良施設緊急整備補修事業	災害以外の原因により機能が損なわれた土地改良施設の補修工事であって、知事が早急に対処する必要があると認めるもの	事業費の25%以内
------------------	---	-----------

別表第2 注3中「事業欄の5」を「事業欄の6」に改め、同表注4中「事業欄の6」を「事業欄の7」に改める。
別表第2の付表1常陸太田の項中「金砂郷村」を「金砂郷町」に改める。

付 則

この告示は、交付の日から施行し、この告示による改正後の茨城県土地改良事業補助金交付要項は、平成14年度の事業から適用する。



茨城県告示第948号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成14年8月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年8月8日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 水戸岩間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市見川2丁目101番5地先から 水戸市見川5丁目120番41地先まで	旧	最大 17.0	メートル	239
		最小 11.0	メートル	
	新	最大 37.2	239	現道拡幅
		最小 11.5		



茨城県告示第949号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39号第1項の規定に基づき、佐貫駅西第一土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成14年8月8日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 事業計画を変更する組合
 - 組 合 の 名 称 佐貫駅西第一土地区画整理組合
 - 事 務 所 の 所 在 地 龍ヶ崎市小通幸谷町201番地3の龍ヶ崎市佐貫開発事務所内
 - 事 業 施 行 期 間 自 平成7年12月28日
至 平成15年3月31日
 - 施 行 地 区 龍ヶ崎市佐貫町字関場、字立羽、字浦、字八間、字西側、字宅地附、字西根、字沖、字関上、字浅間ヶ浦、字裏の各一部
龍ヶ崎市庄兵衛新田町字立羽、字洗の各一部
 - 設立認可の年月日 平成7年12月28日
- 2 変更認可の年月日 平成14年8月8日

茨城県告示第950号

牛久市中央3丁目15番地1に事務所を置く稲荷川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年8月8日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	野 島 英 夫	牛久市庄兵衛新田町207番地
"	椿 正 巳	" 新地町275番地
"	中 島 庫 男	" " 725番地
"	山 崎 良 雄	" " 463番地
"	鈴 木 文 夫	" 城中町2732番地
"	杉 浦 茂	" " 67番地
"	相 澤 勘 壹	稲敷郡荃崎町高崎791番地
"	間 中 裕 靖	" " 六斗1036番地の1
"	飯 田 能 久	" " 天宝喜273番地
"	柴 山 浩 一	" " 小荃263番地
"	成 島 勉	" " 菅間391番地
"	倉 持 晴 夫	" " 若栗乙219番地の1
監 事	小 川 未太郎	牛久市城中町2770番地
"	細 田 友 一	稲敷郡荃崎町九万坪52番地4
"	鈴 木 勇	" " 若栗907番地の2

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	野 島 英 夫	牛久市庄兵衛新田町207番地
"	飯 島 勇 夫	" 新地町290番地
"	中 島 史 夫	" " 265番地
"	山 崎 良 雄	" " 463番地
"	橋 本 榮 治	" 城中町402番地
"	杉 浦 茂	" " 67番地
"	神 山 林 藏	稲敷郡荃崎町高崎710番地
"	相 澤 一 男	" " 六斗1042番地の2
"	飯 田 能 久	" " 天宝喜273番地
"	石 山 一 美	" " 小荃205番地
"	成 島 勉	" " 菅間391番地
"	倉 持 晴 夫	" " 中山219番地1
監 事	小 川 未太郎	牛久市城中町2770番地
"	細 田 秀 夫	稲敷郡荃崎町九万坪48番地22

職 名	氏 名	住 所
監 事	石 塚 國 夫	稲敷郡荖崎町若栗1009番地 1



茨城県告示第951号

牛久市中央3丁目15番地1に事務所を置く牛久土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年 8 月 8 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	橋 本 徹	牛久市久野町640番地
"	吉 田 明	" " 343番地
"	本 橋 一 郎	" " 471番地
"	飯 島 利 治	" " 3398番地
"	山 岡 利喜雄	" 井ノ岡町2784番地
"	山 岡 恒 夫	" " 2117番地
"	中 山 昭	" 桂町2499番地
"	吉 田 重 男	" " 542番地 1
"	佐久間 慶 喜	" " 204番地の18
監 事	本 橋 積 善	" 久野町438番地
"	宮 本 義 夫	" 井ノ岡町2535番地
"	大 塚 馨	" 桂町827番地の 1

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	橋 本 徹	牛久市久野町640番地
"	吉 田 明	" " 343番地
"	本 橋 積 善	" " 438番地
"	本 橋 克 美	" " 1165番地
"	山 岡 利喜雄	" 井ノ岡町2784番地
"	山 岡 恒 夫	" " 2117番地
"	中 山 明	" 桂町2470番地
"	吉 田 重 男	" " 542番地 1
"	吉 田 功	" " 159番地
監 事	日下部 秀 男	" 久野町448番地
"	宮 本 義 夫	" 井ノ岡町2535番地
"	大 塚 馨	" 桂町827番地の 1



茨城県告示第952号

水海道市大生郷町3062番地に事務所を置く菅原土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年 8 月 8 日

茨城県下館土地改良事務所長 来 栖 若 佐

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	堀 込 武 久	水海道市大生郷町704番地
"	坂 野 俊	" " 2257番地の 3
"	大 越 義 雄	" " 3304番地の 1
"	坂 野 保	" " 4123番地
"	坂 野 秀 樹	" " 3330番地
"	大 嶋 敬	" " 2689番地
"	中 野 勤 一	" " 2801番地
"	石 塚 和 巳	" " 2878番地
"	大 貫 友 男	" " 1221番地の 1
"	北 島 利 夫	" " 414番地
"	戸 塚 和 男	" " 1464番地
"	戸 塚 勝 最	" " 3566番地の 1
"	関 根 由 藏	" " 4950番地
"	石 原 清	" 伊左衛門新田町175番地
"	大 根 好 喜	" 大生郷新田町1070番地
監 事	宮 田 軍 一	" 大生郷町1248番地
"	石 塚 誠	" " 426番地
"	小 林 正 男	" " 3317番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	大 貫 友 男	水海道市大生郷町1221番地の 1
"	北 島 利 夫	" " 414番地
"	戸 塚 和 男	" " 1464番地
"	坂 野 稔	" " 4123番地
"	戸 塚 勝 最	" " 3566番地の 1
"	関 根 由 藏	" " 4950番地
"	石 原 清	" 伊左衛門新田町175番地
"	大 根 好 喜	" 大生郷新田町1070番地
"	古 谷 正 春	" 大生郷町2682番地
"	中 野 茂	" " 2804番地
"	大 嶋 次 雄	" " 2582番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	大 越 武	水海道市大生郷町3326番地
"	小 林 茂 夫	" " 3319番地の 2
"	大 越 美智男	" " 2196番地
"	金 子 光 一	" " 654番地の 2
監 事	宮 田 軍 一	" " 1248番地
"	北 島 重 信	" " 254番地の 8
"	鈴 木 浩 一	" " 3334番地



茨城県告示第953号

猿島郡境町大字金岡809番地に事務所を置く一の谷沼土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年 8 月 8 日

茨城県境土地改良事務所長 海 老 原 修

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
監 事	稲 垣 武	猿島郡境町大字金岡302番地
"	野 口 敏 行	" " 大字一ノ谷108番地の 1
"	木 村 秀 行	" " 大字百戸187番地
"	田 沼 修	" " 大字浦向267番地の 1
"	齋 藤 修 藏	" " 大字染谷770番地の 1

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
監 事	木 村 秀 行	猿島郡境町大字百戸187番地
"	稲 垣 榮	" " 大字金岡377番地
"	本 谷 幸 夫	" " 大字浦谷12番地の 2
"	野 口 喜一郎	" " 大字一ノ向104番地
"	齋 藤 邦 明	" " 大字染谷326番地の 2



茨城県告示第954号

平成14年 3 月22日付け麻建発第1155号で麻生町長から協議のあった藤井地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成14年 6 月21日同意した。

平成14年 8 月 8 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 黒 田 廣 文



茨城県告示第955号

平成14年 3 月18日付け玉発第513号で玉造町長から協議のあった藤井地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成14年 6 月21日同意した。

平成14年 8 月 8 日

茨城県銚田土地改良事務所長 黒 田 廣 文

~~~~~  
(選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第45号

平成14年第 8 回定例会を次のとおり招集する。

平成14年 8 月 8 日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

## 1 日 時

平成14年 8 月19日 (月)

午前10時30分

## 2 場 所

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁選挙管理委員室

## 3 議 題

- (1) 第10回定例会の日程について
- (2) 市町村選挙の結果について
- (3) 政治団体の設立届出等の状況について
- (4) その他

~~~~~  
公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年 9 月26日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成14年 7 月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 霞ヶ浦浄化連

3 代表者の氏名

荒 川 治 重

4 主たる事務所の所在地

茨城県土浦市若松町19番地 5 号

5 定款に記載された目的

この法人は、水質、大気、土壌の生活環境を譲りつつ便利で快適、清潔な社会の発展に寄与するため、植物を利用することにより霞ヶ浦の水質の汚濁を改善するとともに、循環型社会の構築を図ることを目的とする。



開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町荒川沖字鶉野1815番 4，同字1815番 6，同字1819番，荒川本郷字鶉原2077番 1，同字2078番 1，同字2079番 1，同字2080番 1，同字2081番 1，同字2082番 1

2 事業主の住所及び氏名

東京都文京区目白台二丁目 9 番13号

株式会社 リテック・コンサルタンツ

代表取締役 齊 藤 敏 博



道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西総建指令 第 629 号	平成14年 7 月30日	株式会社 岡田工務店 代表取締役 岡田 秀夫	結城郡八千代町大字 西大山280番地の 1	猿島郡総和町大字大堤 字本田耕地59番 3，同 番 4，同番26，同番27， 同番31，96番 4	メートル 6.00	メートル 71.20



道路の位置の指定の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の廃止を次のとおり指定した。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西総建指令 第 621 号	平成14年 7 月29日	成島 良雄	猿島郡境町264番地	猿島郡境町字塚越 241番 1	メートル 4.00	メートル 34.10

~~~~~

土地計画法による命令

次の建築物は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に違反しているので、平成14年7月31日付けで、同法第81条第1項の規定に基づき同建築物の使用禁止を命じた。

平成14年 8 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 命令を受けた者の住所及び氏名 鹿島郡神栖町大字溝口5128番 仲内清治
- 2 所 在 鹿島郡神栖町大字日川字草場1963番73
- 3 用 途 住宅（貸家）
- 4 構造・規模 木造平屋建 2棟 延べ面積 99平方メートル

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)